

フェデックス エクスプレス 輸出通関ガイドライン

発効日：2021年2月20日

更新日：2021年2月20日

本ガイドラインでは、日本国内での輸出通関トラブル、またそれによる現地配送遅延といった問題を引き起こさないため、お客様が荷物を発送（輸出）される前に、予め知っておくべき法令ならびに、保安上の注意点をご説明しております。

ご注意事項

本資料は、お客様のご参考としての情報提供のみを目的としています。情報には正確性を期しておりますが、当社は、明示であると黙示であるとを問わず、本資料および記載の情報について、その正確性、完全性、最新性、信頼性、有用性、目的適合性に関し何ら保証するものではなく、また、本資料および情報の誤りまたは脱落について一切責任を負いません。

I. 輸出書類について

A: 出荷書類

B: コマーシャル・インボイス作成の主な注意点

II. 輸出規制について

C: 関税法で定められた輸出禁止品

D: 輸出関係他法令で定められた各省庁の許可・承認が必要なもの

E: 輸出貿易管理令の判定について

F: ワシントン条約規制の判定について

G: 動物検疫・植物防疫

III. 減免税通関について

IV. 仕向地の貿易協定・輸入規制について

V. 参照

I. 輸出書類について

A: 出荷書類

- ❖ 書類以外の貨物を出荷する際、航空貨物運送状(Air Waybill)に加え、
コマーシャル・インボイス(Commercial Invoice)が必要となります。
情報は全て英語で記載して頂く必要があります。

詳しくは、弊社ウェブサイト サポート → 新規のお客様 → コマーシャル・インボイスの記入 よりご確認ください。

B: コマーシャル・インボイスを作成する際の主な注意点

記載すべき項目:

- ✓ 輸出入者名(住所・電話番号を含む)、貨物の内容(品名・種類)、数量、申告価格、決済方法(有償or無償)、建値

輸出者について:

- ✓ 個人の場合には姓名、法人の場合には正式社名が必要になります。
- ✓ 略称名・誤記載・その他の誤認を引き起こしかねない表現は避ける必要があります。

貨物の内容(品目・種類)について:

- ✓ 1通の航空貨物運送状で最大10個の異なる品目まで発送することができます。(国際サービス規約 制限事項E)
- ✓ 適切な統計品目番号等、貨物についての情報を完全かつ正確に記載する必要があります。一部品目の記述例を下記に紹介いたします。
- 1. Shoes(靴) --- 甲及び靴底の材質(例: Leather, Plastic, Rubber等)、靴の種類(例: Sports, Ski, 等)、用途(例: Man, Woman等)及び足数が必要となります。革に関しては学術名が必要となります。
- 2. Garments(衣類) --- 材質(例: Cotton 100%, Nylon 20%/Wool 80%等)、種類(例: Skirt, Blouse, Jacket等)、編物又は織物、用途(例: man, woman等)が必要となります。
- 3. Bag(鞆) --- 鞆の種類及び材質が必要となります。革製品に関しては学術名が必要となります。
- 4. Watch(時計) --- ケースの材質(例: 18K, Metal, Stainless steel等)、時計の種類(Automatic, Quartz等)、ストラップの材質(例: Steel, leather等)が必要となります。革に関しては学術名が必要となります。
- 5. Parts(部品) --- 材質及びどのような製品に使われる部品の記載が必要となります。
- 6. Accessory, Furniture, Ornament, etc. (アクセサリ、家具、装飾品等) --- より具体的な品名及び材質の記載が必要となります。
- 7. Gift, Sample, Souvenir(ギフト、サンプル、贈答品) --- 詳細な商品説明(製品名、材質等)及び各製品の価額が必要となります。“Gift”, “Sample”, “Souvenir” のような記述では不十分です。
- 8. Jewelry(ジュエリー) --- 種類(例: Ring, Necklace等)、材質(例: 18K Gold, Platinum, 925 Silver等)が必要となります。貴石、金属については具体的な貴石名、金属名が必要となります。
- 9. Fabric(ファブリック、布) --- 材質(例: Cotton 100%等)、織物・編物、サイズ(幅及び長さ、平方メートル当たりの重量)が必要となります。染色等されている場合には染色方法等(例: Bleached, Dyed of Yarn of Different colors, Printed等)の情報が必要となります。
- 10. Knife(ナイフ) --- 形状(固定刃、折り畳み式等)と刃渡り(cm)の記載が必要となります。(例: Fixed Knife/Blade 12cm)
- 11. 尚、弊社がコマーシャル・インボイスに記載された統計品目番号の解釈が違っていると判断した場合、弊社の判断した統計品目番号を使用する場合があります。

申告価格:

- ✓ 有償・無償に関わらずコマーシャル・インボイスには正当な製品価額が記載される必要があります。故意に低価額で記載する事は法令で禁じられています。
- ✓ 無償品であっても金額が0(¥0, \$0.00等)では税関申告が出来ないため不可となります。

無償品の例:

検計・評価用見本、欠陥品の為の交換品、個人への転送貨物等

その他:

- ✓ 三者間に関わる取引(所謂、三国間貿易)が行われる場合は、「日本通関用(JAPAN EXPORT USE)」及び「現地輸入用(INTERNATIONAL IMPORT USE)」がそれぞれわかるように記載された、両方のインボイスを用意いただく必要があります。

* 上記例に関わらず、申告に必要な情報が不足している場合、輸出通関手続きに遅延が発生する場合がございますので予めご了承ください。

II. 輸出規制について

C: 関税法で定められた輸出禁止品

関税法で輸出が禁止されている物品には、次の4の分野のものがあります。

1. 麻薬及び向精神薬、大麻、あへん及びけしがら並びに覚醒剤(覚醒剤原料を含む。)
2. 児童ポルノ
3. 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権又は育成者権を侵害する物品
4. 不正競争防止法第2条第1項第1号から第3号まで、第10号、第17号又は第18号に掲げる行為(これらの号に掲げる不正競争の区分に応じて同法第19条第1項第1号から第5号まで、第7号又は第9号に定める行為を除く。)を組成する物品

* 上記輸出禁止品に加え、弊社でのグローバル受託禁止品目もございます。詳細は国際サービス規約(輸送禁止品)をご参照ください。

D: 輸出関係他法令で定められた各省庁の許可・承認が必要なもの

「輸出関係他法令」には、輸出規制品目を定めた「外国為替及び外国貿易法(外為法)・輸出貿易管理令(輸出令)・外国為替令(外為令)」とその他輸出規制に関連する国内法があります。

【輸出関係他法令一覧表】

輸出関係法令	主な品目・項目:	主管省庁:
外為法	ワシントン条約該当物品、ダイヤモンド原石、麻薬、偽造通貨、特定有害廃棄物等	経済産業省
輸出令・外為令	武器、軍事転用可能な民生用の製品、技術、サービス(リスト規制、キャッチオール規制)	経済産業省
その他輸出規制に関連する国内法:	主な品目・項目:	主管省庁:
文化財保護法	重要文化財又は重要美術品、天然記念物等	文化庁
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥、獣及びそれらの加工品、鳥類の卵等	環境省
麻薬及び向精神薬取締法	麻薬、向精神薬、麻薬向精神薬原料等	厚生労働省
家畜伝染病予防法・狂犬病予防法	偶蹄類の動物、馬、鶏、あひるなどの家さん、兎、みつばち及びこれらの動物の肉、ソーセージ、ハム等、福わら(一部)	農林水産省
植物防疫法	植物(顕花植物、した類又はせんたい類に属する植物(その部分、種子、果実及びむしろ、こもその他これに準ずる加工品を含む))、有害植物、有害動物(昆虫・ダニ等)	農林水産省
道路運送車両法	中古自動車	国土交通省

* 輸出関係他法令に該当する貨物を国外に輸出する場合、お客様ご自身が各主管省庁より事前に許可・承認等を受け、輸出申告の際、税関に確認を受けていただく必要があります。

E: 輸出貿易管理令の判定について

- ✓ 輸出貿易管理令において「食料品・木材」以外はリスト(キャッチオール)規制品となっておりますので、出荷前に必ず輸出貿易管理令に関する該非をお客様自身で判定していただき、非該当の場合であってもそれに関わる書類をご用意いただく必要があります。
- ✓ 非該当判定書類(該非判定書・パラメータシート等)を貨物に添付いただく場合は、コピーでも輸出通関上は問題ありません。仮に原本を添付されても輸出通関終了後に返却しておりません。
- ✓ 非該当判定書類をあらかじめお預かりしておき、輸出通関の際に使用するということに対応しておりませんので、出荷の都度、貨物への添付をお願いします。
- ✓ 非該当判定書類が添付されていない場合は、税関から問い合わせを受けた際は連絡させていただき提出いただくこととなります。それに伴い、輸出通関手続きに遅延が発生する場合がございますのでご了承ください。
- ✓ 化学商品を輸出する際は、安全データシート(Safety Data Sheet、略称SDS)及び輸出貿易管理令の非該当判定書類が必要となります。尚、SDSの「15. 適用法令」欄に『輸出貿易管理令非該当』の掲載があれば非該当判定書類は必要ありません。注:非該当判定書は化学商品メーカーから入手してください。
- ✓ 医薬品(処方薬を含む)については、輸出の際、輸出貿易管理令別表2の21の3で麻薬・向精神薬原材料等の規制がありますので、確認していただくようお願いします。麻薬・向精神薬等に該当しなければ特に輸出の際の規制はありませんが、その旨記載された書類をご用意いただく必要があります。

F: ワシントン条約規制の判定について

- ✓ ワシントン条約では、生体やはく製のみならず個体の一部分やDNAや粉末等に加工したもの(以下「動植物等」という。)であっても、附属書に掲載されている動植物が含まれている場合は規制対象となります。ワシントン条約が規制する動植物かどうかを調べるにあたっては、まず、種の学術名を特定する必要があります。ワシントン条約規制対象種に該当する場合は、その種が附属書I、II、IIIのいずれに掲載されているかをお調べください。
- ✓ サプリメント(健康食品)・化粧品についても、含有成分にワシントン条約で規制されている動植物が含まれている場合があります。輸出される際は成分表からワシントン条約に該当しているかどうかを確認いただく必要があります。

G: 動物検疫・植物防疫

- ✓ 家畜伝染病予防法及び植物防疫法に該当する物に関して、弊社では手続きをおこなっていません。お客様ご自身で手続き完了後、検疫所が発行する検査証明書又は確認書を添付して下さい。

詳しくは以下「V. 参照」より、各主管省庁ウェブサイトでご確認ください。

III. 減免税通関について

❖ 弊社のドア・ツー・ドアサービスでは、基本的に如何なる減免税通関の依頼はお受けしておりません。(国際サービス規約 輸送禁止品 18-a)

IV. 仕向地の輸入規制・貿易協定について

仕向地の輸入規制について:

品目や申告価格より、特別な許可証またはその他の書類が仕向地での輸入通関手続きのために必要となることがあります。仕向地側の輸入通関事情となり、原則、お客様ご自身で各国の税関等のウェブサイトにて最新情報をご確認ください。

仕向地との貿易協定について:

仕向地側の輸入通関要件であるため、弊社では詳細を把握しておりません。JETROまたは商工会議所等にご相談ください。

V. 参照

税関:

<https://www.customs.go.jp/>

経済産業省 貿易管理:

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/index.html

経済産業省 安全保障貿易管理:

<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>

経済産業省 ワシントン条約(GITES):

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/06_washington/index.html

動物検疫所: 検査が必要なもの(指定検疫物等):

<https://www.maff.go.jp/aqs/hou/37.html>

植物防疫所: 輸出入条件詳細情報:

<https://www.maff.go.jp/pps/j/search/detail.html>

国税庁 輸出支援:

<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/yushutsu/01.htm>

一般財団法人 安全保障貿易情報センター(CISTEC):

<https://www.cistec.or.jp/>

独立行政法人 日本貿易振興機構(JETRO):

<https://www.jetro.go.jp/>

日本商工会議所:

<https://www.jcci.or.jp/international/certificates-of-origin/>

Web輸出統計品目表(公益財団法人 日本関税協会)

<https://www.kanzei.or.jp/statistical/expstatis/top/index/j>